

生活保護費追加給付事業	健康福祉部福祉総務課 電話:457-2326
-------------	---------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	707,022	552,022	0	0	155,000

※国の補正予算対応、繰越明許費

目的	平成 25 年の生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえ、当時の生活保護受給者に対して保護費の追加支給を行い、適正な生活保護水準の確保を図る。
背景	- 平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決（令和 7 年 6 月 27 日）を受け、国が専門委員会を設置し、対応の在り方を検討した。 - 令和 7 年 11 月 21 日の閣議決定「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づき、国の令和 7 年度補正予算に追加支給に要する経費が計上された。
事業内容	1 支給対象と規模 現在保護受給中の世帯（平成 25 年 8 月から現在まで継続受給） 3,200 世帯 保護廃止世帯（平成 25 年 8 月から平成 30 年 9 月まで受給） 3,000 世帯 ※死亡廃止世帯を除く 2 支給内容と期間 支 給 額：1 世帯当たり概ね 10 万円（高さ調整※△2.49%の水準で一律に実施） 支給期間：令和 8 年 6 月～令和 9 年 3 月 31 日 3 事業費 707,022 千円 - 人件費 6,114 千円 - 事務費 80,908 千円 - 給付費 620,000 千円 ※高さ調整 生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間の均衡を図る観点から、生活扶助基準を再度改定すること

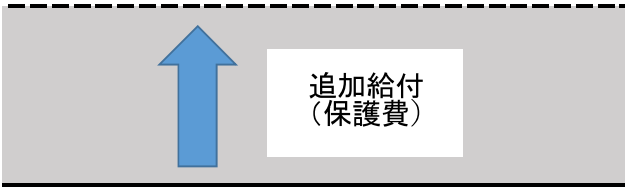
<給付の考え方>

生活保護法第8条第2項の規定に基づく新たな水準
1世帯当たり概ね10万円

高さ調整

△2.49%

△4.78%



保育所等安全対策事業	こども家庭部幼保支援課 電話:457-2827
------------	----------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費 教育費	こども・教育	15,400	9,850	0	0	5,550

※関連課 こども家庭部幼保運営課（電話:457-2114）

※私立保育所等事業費助成事業（補助金）の一部、市立保育所等運営事業の一部、市立幼稚園運営事業の一部の合計

※国の補正予算対応、繰越明許費

目的	保育所等においてプライバシー保護設備やカメラを導入することにより、性被害防止対策を支援し、こどもが安心して過ごすことができる環境を整備する。
背景	・「こども性暴力防止法（令和8年12月25日施行）」に基づき、保育所等に性犯罪歴の確認や性暴力防止のための体制整備が義務付けられた。 ・保育士等が誤解や疑念を持たれるリスクを軽減することができ、保育士等が安心して保育に従事することができる適切な環境整備が必要である。
事業内容	1 私立園に対する補助 私立保育所等による性被害防止対策のための設備設置、備品購入等を支援する。 （1）対象事業 性被害防止対策のための設備（簡易更衣室等）の設置、備品（パーテーション、カメラ等）の購入等 （2）対象施設 認定こども園、保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設 等 （3）補助単価 1施設あたり10万円以内 （4）補助率 3/4（負担割合：国1/2、市1/4） 2 市立園への導入 （1）実施内容 性被害防止対策のための備品（パーテーション等）の購入 （2）対象施設 保育所19施設、認定こども園1施設、幼稚園5施設

<イメージ図>



強い農業づくり事業	産業部農業振興課 電話：457-2332
-----------	-------------------------

(単位：千円)

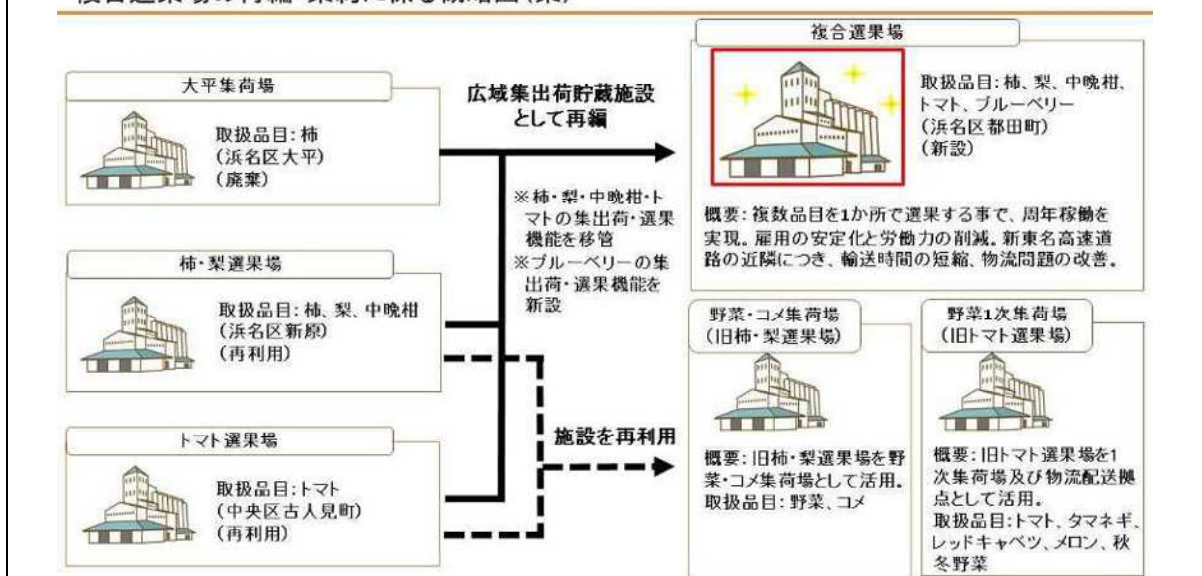
予算款	基本計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
農林水 産業費	産業経済	1,164,883	1,045,747	0	0	119,136

※施設整備等支援事業（補助金）

※国の補正予算対応、繰越明許費

目的	改正食料・農業・農村基本法の新たな食料・農業・農村基本計画に基づく、生産性や収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援し、農業の構造転換の実現を目指す。
背景	・とぴあ浜松農業協同組合に現存する柿梨選果場、トマト選果場は、老朽化による修繕や部品調達が困難になってきており、選果業務に支障をきたしている。 ・近年における世界の食料需給の変動や農業従事者の減少等に対応し、農産物の供給能力の維持や生産体制を一層強化することが早急に必要である。
事業内容	地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る経費を助成する。 1 事業年度 令和8～9年度 2 申請者 とぴあ浜松農業協同組合 3 設置場所 浜名区都田町 4 総事業費 1,904,369千円（R8年度1,747,323千円、R9年度157,046千円） 5 補助金 1,269,582千円（R8年度1,164,883千円、R9年度104,699千円） 6 補助率 国58.3%、県7.5%、市7.5% 7 整備内容 複合選果場の建物及び選果設備の新設、既存施設の解体及び設備の撤去（対象品目：柿、梨、中晩柑、トマト、ブルーベリー） 8 成果目標 労働生産性の向上、海外向けの割合増加

複合選果場の再編・集約に係る概略図(案)



馬込川河口部水門整備事業負担金	危機管理監危機管理課 電話:457-2537
-----------------	---------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
消防費	安全・安心・ 快適	100,000	0	0	1,720	98,280

※津波対策事業

※財源（その他）津波対策事業基金繰入金

目的	静岡県が津波対策として実施する防潮堤と同レベルの防護水準である馬込川河口部水門整備に対し、事業費を負担することで、市民の生命及び財産を守る。										
背景	- 県は、馬込川河口部に防潮堤と同レベルの防護水準を確保できる水門整備を令和 2 年度から実施している。 - 県議会において、地方財政法第 27 条第 1 項の規定に基づき令和 7 年度負担分として、本市に 1 億円を求める議案が可決された。										
事業内容	防潮堤と同レベルの防護水準である馬込川河口部水門整備に対して、市民への被害の低減による受益に鑑み、事業費の一部を負担する。										
	1 事業概要 - 令和 7 年度は、主に右岸カーテンウォール部分の水門本体工事や操作室等の付帯工事を実施 - 県議決に基づき、令和 7 年度負担分 1 億円を負担										
	2 馬込川周辺における減災効果		防潮堤と一体となって、 浸水深 2m 以上の宅地面積 を 98%低減								
	<table><tr><td></td><td>水門なし</td><td>水門整備後</td></tr><tr><td>宅地の浸水面積</td><td>64%低減</td><td>89%低減</td></tr><tr><td>うち浸水深 2m 以上</td><td>93%低減</td><td>98%低減</td></tr></table>			水門なし	水門整備後	宅地の浸水面積	64%低減	89%低減	うち浸水深 2m 以上	93%低減	98%低減
	水門なし	水門整備後									
宅地の浸水面積	64%低減	89%低減									
うち浸水深 2m 以上	93%低減	98%低減									

<馬込川河口部水門整備事業全体の概要>

1 概要

- 水門幅 W=90m
- 水門と防潮堤を接続させる河川堤防 L=約 300m

2 事業スケジュール

- 令和 2 年度～令和 3 年度：仮設締切工
- 令和 3 年度～令和 7 年度：水門本体工
- 令和 4 年度～令和 7 年度：扉体工
- 令和 6 年度～令和 9 年度：河川堤防整備
- 令和 9 年度：完成目標



令和 7 年度施工箇所



水門整備工事の様子

トイレカー、組立式仮設トイレの購入	危機管理監危機管理課 電話：457-2537
-------------------	---------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
消防費	安全・安心・ 快適	130,800	50,000	80,600	0	200

※防災施設・資機材維持管理事業の一部
※国の補正予算対応、繰越明許費

目的	災害時は停電や断水等により水洗トイレが使用できないことから、トイレカーや組立式仮設トイレ等を確保することで、災害時におけるトイレ環境を整える。
背景	- 本市は、静岡県第4次地震被害想定における発災1日後の想定避難者数約28万人に対し、スフィア基準の必要数20人に1基を目標に災害用トイレを整備している。 - 現時点で、仮設トイレやマンホールトイレなど約2,800基の整備と小中学校などの避難所の既設トイレ約7,400基の活用に加え、協定先から仮設トイレを調達することができた場合は、目標基数を概ね満たすこととなる。
事業内容	1 トイレカー：2台、45,000千円 (1) 概要 車両にトイレ設備が組み込まれた移動可能な車両 - 通常タイプ：3基（男性用：大1、女性用：大2） - ユニバーサルタイプ：2基（多目的：大1、オストメイト1） (2) 必要免許 普通免許 2 組立式仮設トイレ：200台、85,800千円 (1) 概要 洋式、ユニバーサルデザイン及びポンプ式簡易水洗等の設備を有する組立式仮設トイレ (2) 配備先 指定避難所182避難所へ避難者数に合わせて2台または1台配備

<トイレカー（イメージ）>

<組立式仮設トイレ>
出典：株式会社ハマネツ HP



災害救助基金積立金	危機管理監危機管理課 電話：457-2537
-----------	---------------------------

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
消防費	安全・安心・ 快適	554,391	0	0	0	554,391

目的	災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする救助実施市の指定を目指す。
背景	- 平成 31 年の災害救助法改正に伴い、指定都市が都道府県と同様に救助の実施主体となれる「救助実施市制度」が創設され、本市は令和 8 年 4 月 1 日の指定を目指している。 - 救助実施市は、災害救助法第 23 条第 3 号の規定に基づく、災害救助基金の積立を行う必要がある。
事業内容	1 事業概要 浜松市災害救助基金にかかる設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いを規定する条例を制定し、災害救助に要する費用に充てるため、災害救助基金に必要額を積み立てる。 2 基金積立金 積立額 554,391 千円 ※積立額は、静岡県令和 4 年度から令和 6 年度までにおける普通税収入額の決算額の平均年額の 5/1,000 に救助実施市人口割合（最近の国勢調査の結果による人口）を乗じて得た額 3 救助実施市の役割 - 災害救助法適用時、県ではなく市が直接救助の実施主体となる。 - 市が国と直接調整を行い、迅速な被災者救助を実施できる。

<災害救助法に基づく救助実施市制度のイメージ>

